

新規事業の実施補助について

新規事業の目的

新規事業は、地域の様々な福祉課題の解決に向けた、活動団体・ボランティア団体（以下団体等という）の新しい取り組みを支援し、団体等による安心して暮らせるまちづくり活動を推進することを目的としています。

新規事業とは？

貴団体等が現在まで取り組んでいない新たな事業です。地域の福祉課題解決をテーマに取り組みを進めていただきます。下記の取り組み以外にも自由な発想で企画してください。（小地域福祉委員会等および自治会は対象外。詳細は当該要綱を参照）

新規事業の例

～事例１～

【自治会を超えた範囲での居場所づくりやコミュニティビジネス】

- ・活動拠点で調理を行い、各自治会館へ届けることで自治会での居場所づくりを支援する
- ・高齢者、障がいのある方を含めて買物などをはじめとした各種生活支援等



～事例２～

【団体等活動の活性化】

- ・会員等増加に関する取り組み

会員等の増加を目的に、募集の工夫や魅力的な事業の創設など



- ・会員増加目標人数を設定し、取り組みを計画・実施

～事例３～

【自治会を超えた範囲での介護予防教室】

- ・いきいき介護予防教室を開催し、体操やウォーキング、筋トレ等を展開



- ・プログラムを作成し介護予防の取り組みを計画・実施

※新たな取り組みに必要な備品購入にも使用可能。

新規事業補助金

１年目：総額３０万円　２年目：総額１５万円　３年目：総額１０万円

毎年度３団体まで（最長３年間）　総事業費の３／４を上限とします。

申請書提出期限は６月末日　※申請後、審査があります。